



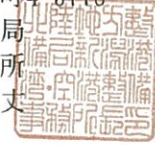
廃棄物海洋投入処分許可申請書

国北整新港海洋第9号
平成29年2月21日

環境大臣 山本 公一 殿

申請者

住所 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
氏名 国土交通省北陸地方整備局
新潟港湾・空港整備事務所
所長 奥谷 丈



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船 舶 からの
第18条の2第1項 の規定により、 海洋施設
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	新潟港（西港地区）航路泊地浚渫事業により発生する水底土砂であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合する一般水底土砂	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	5カ年で2,500,000m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	1カ年で500,000m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域 ・北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413"を中心とした半径250mの海域 [別紙1のとおり]
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法により実施する。 1) ドラグサクション船（泥艙容量：1,380m ³ ） 2) 全開式土運船（泥艙容量：600m ³ ） [別紙2のとおり]
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	[別紙3のとおり]
	監視の頻度	[別紙3のとおり]

備考

- ※の欄は記載しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

